

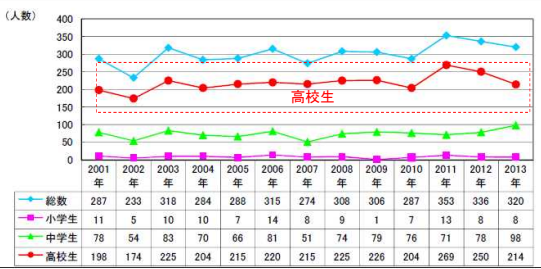
P T A 等共済法だより

第43号
2016/8/31発行
(毎月末発行)

文部科学省生涯学習政策局
社会教育課P T A等共済室
(編集：吉谷 正)

■スポーツ振興センター「災害共済給付」の取扱い変更～高校生の自殺～

内閣府・警察庁「自殺統計」
平成25年：320人(小8人、中98人、高214人)(前年比16人減少)



独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の改正によって、これまで給付の対象ではなかった高校生の自殺が対象となる予定です。

高校生等が、いじめ、体罰その他の当該高校生等の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により故意に死亡したとき等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下、「センター」という。)が当該死亡等に係る災害共済給付を行うことになるようです。

P T A等共済においては、モデル共済規程(共済約款)のなかで、他の損害保険等の保険約款の取扱いに合わせて、その第4条(共済金を支払わない場合)第1項「③被共済者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為」として給付しないこととしています。自殺に対して給付するかどうかは、民間保険や他の制度共済での取扱いも参考に

にし、共済団体の判断になりますが、センターと同様の対応をする場合には、自殺を含んだ「死亡」事故の実績に基づいた統計データで再度純掛金部分を再計算し、共済掛金を変更する必要がないかどうかを十分に検討する必要があります。

■共済法基礎講座(第5回) **New!**

第5回は、区分経理です。旧公益法人や現在でも法人格を持たない任意団体では、見舞金用の資金を特別会計などとして一般の会計とは分けていたものと思います。P T A等共済法では、法第10条で「区分経理」するものとして明確に規定されています。

P T A・青少年教育団体共済法(平成22年法律第42号)

(区分経理)

第十条 共済団体は、共済事業以外の事業を行う場合には、共済事業に係る会計(以下「共済会計」という。)を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならない。

2 共済団体は、青少年の安全に関する普及啓発活動その他青少年の健康の保持増進に資する事業については、文部科学省令で定めるところにより、共済会計において行うことができる。

かつて、保険や共済をめぐる不祥事の多くが、保険や共済という名を借りてお金を集め別の事業に消費したり、使い込んだりというものでした。共済契約者や被共済者(実際に補償を受ける者)等が契約に基づいて、適切かつ確実に補償を受けるためには、共済事業に要する資金を確保し、共済金の支払が適切に行われるようにすることが重要です。共済として集めたお金は共済のために使うのが基本になります。

	共済会計	見舞金事業会計	法人会計
収入	共済掛金 資産運用益(共済資産)	資産運用益(見舞金引当資産等)	その他会費 資産運用益(基金等)
費用	事業費	事業費	管理費

共済事業を実施している多くの共済団体は、認可前の「見舞金給付事業」として既契約分の支払を継続しています。これらを事業として、また会計上も区分している場合、又は「法人会計」を設けている場合は、それらは、「共済事業以外の事業」となるため、本規定の適用を受けることになります。

上記の表でもわかるとおり、それぞれの事業(会計)毎に収入と費用それぞれの性質が異なります。

共済事業を実施するためには、必要な準備金や財産的基礎があることが認可を受ける際の要件となりますが、認可当初だけでなく、日々の共済事業を実施する中で、必要な資金が確保され、共済事業以外の事業の実施状況が共済金の支払に影響し、共済金が支払われないという事態が発生しないように、法第10条第1項において、共済会計を共済事業以外の事業の会計と区分して経理することを義務づけているものです。

保険業法や他の制度共済においては、共済事業以外の事業(他業)を実施することは禁止されていますが、P T Aや青少年教育団体の場合、その実施する共済事業は営利目的ではないこと、従来、共済事業において生じた余剰金により、けがを防止するような安全普及啓発活動や、P T A活動への助成等、青少年の健全な育成と福祉の増進に資するための事業(以下、「安全普及啓発活動等」という。)を行ってきており、このような活動を阻害することは、法の趣旨に照らしても適当ではないと考えられることから、このような他業の禁止規定は置かれていません。もちろん、無制限にあるいは使途も定めずにP T Aや関係団体へ寄付をしたり助成したりというのでは、本規定の趣旨から反することになります。青少年の安全に関する普及啓発活動その他青少年の健康の保持増進に資する目的(法第10条第2項)に限られていますし、共済事業の健全かつ適切な運営を妨げない範囲内で行うものとされています。(規則第20条第1項) また、毎事業年度開始前までに行政庁への届出が必要になります。(規則第20条第2項) 就学奨励金等は、その目的が異なるため、共済事業として実施することは禁止されています。

- ### ■おしらせ
- ・今年度役員向け研修会やコンプライアンス研修会等を予定している団体で講師派遣が必要な場合は、日程調整が必要になる場合がありますので、お早目に御相談下さい。
 - ・教育委員会において、立入検査等の事前相談、同行等のサポートが必要な場合もお早目に御相談下さい。
 - ・認可申請に向けた御相談も随時受け付けております。認可までのスケジュールを決め計画的に進めていく必要があります。

認可後の運営や共済事業の見直し、指導や監督等について御相談がありましたら、お気軽にP T A等共済室まで御連絡ください。

認可申請についての御相談もお待ちしております。一緒に解決していきましょう。

<次号の発行予定：9月30日>

■ 隣の芝生は青い～事務局長・職員に聞いてみた～ New!

一般財団法人大阪府子ども会育成連合会

～小川常務理事兼事務局長に聞きました！

共済事業で重要なことは何だと感じていますか。

やはり一番は、加入者と府こ連の信頼関係を築き維持していくことが大切であると思います。また、法律の下で実施していることが加入者にとっても、府こ連にとっても安全・安心な事業運営をおこなうことではないでしょうか。

事務局長の役割又は組織運営上配慮していることはありますか。

役員と事務局との連携をとりながら、コンプライアンスの遵守を心がけた組織運営に努めております。また、審査委員や運営委員としての役割分担も共済事業の運営をする中で重要な役割を果たしています。



安全共済会審査員部会の様子

事業開始から5年目となりました。共済事業に携わってみていかがですか。

都道府県レベルの子ども会では、全国ではじめの認可を頂いて共済事業を実施している中で、加入して頂いている方々に、安心・安全をどう届けられるかを基本的に考えて進めてきました。

貴会の課題等がありましたら、教えて下さい。

課題としては、事故の多様化の中で保険業務としての専門的な知識が必要であると考えています。また、文部科学省の吉谷 正さんにもご相談をさせて頂きたいと思っています。

共済事業で特徴的なことや自慢できることについて

全治(治療)日数により、等級別に共済金をお支払いしていることが特徴的なことではないでしょうか。また、医師に記入していただく証明書代を1件につき一律3,000円併給しており、傷病名や固定具の使用期間など、等級審査に必要な情報を得る事ができています。

～岡本安全共済会主任に聞きました！

共済室に臨むことやしてほしいこと

青少年団体だけの研修も実施してほしい。編集後記これからも楽しみにしています。

共済事業の業務の中で、特に心がけていることがありますか。

事故を未然に防げるようなことを伝えていきたいので、事故内容によっては、注意喚起文を含めてのお支払いをしています。

～千代谷新局長に聞きました！

一般財団法人青森県高等学校安全互助会

熱気と興奮の渦につつまれた青森ねぶた祭も終わり、短い青森の夏は足早に立ち去ろうとしています。と書きたいのですが、今年は暑い青森です。安全互助会事務所はエアコンなしですが、2台の扇風機の頑張りで本会職員3人(千代谷、原田事務局長、紅一点で働き者の事務局員の今さん)とも夏バテもせず元気です。

私と原田さんは今年4月からお世話になっていますが、共済事業に関しては二人とも全くの素人です。それでも吉谷さんに助けられながらどうにか滞りなく業務を進めることができています。感謝です。これまでの感想は一言「ふう～」

共済事業で重要なことは、補償の中身を学校の先生方やPTAの皆さんに分かり易く教えることではないかと考えています。私自身、学校現場にいる時は生徒が加入しているのは、どのような補償内容なのか、どのような場合は補償対象外になるのか、ほとんど知りませんでした。事故が起きてから、「あれっ保険に入っていたよね」という感じでした。

事務局長としては学校や保護者にできるだけ必要な情報を提供し、生徒が安心して学校生活を送れるよう手助けをすることに尽きると思います。あとは職員3人仲良く、何でも話せる職場環境作りを心がけています。

本会の最大の課題は、財務の立て直しです。今年中にメドをつけようと考えています。

吉谷さんを始め、全国の皆さん！青森県をよろしくお願いします。(千代谷均 事務局長)



今さん、原田次長、千代谷局長

PTA等共済室

- 8月6日(土)～7日(日) 第54回全国国公立幼稚園・こども園PTA全国大会(熊本県)
(下間総括官・下田補佐)
- 8月12日(金) 神奈川県PTA協議会安全互助会・第1回法人化・共済事業準備委員会(吉谷)
- 8月19日(金)～21日(日) 第64回日本PTA全国研究大会徳島うずしお大会・分科会・全体会
(樋口政務官、局長、室長、下田補佐、吉谷、松田)
- 8月24日(水)～25日(木) 第66回全国高等学校PTA連合会千葉大会・全体会
(松野大臣、局長、課長、下田補佐、会田、松田)
- 8月26日(金) 神奈川県PTA協議会安全互助会・第2回法人化・共済事業準備委員会(吉谷)



第64回日本PTA全国研究大会
特別第2分科会

■ 編集後記 子ども達は、早いところでは夏休みも終わり、2学期も始まっている頃だと思います。我が息子は、夏休みに入るなり山形県での免許合宿に行き、その後もサッカー合宿やら…合宿やらで、家に帰ってこない日が多いです。(一人暮らしへの憧れがあるようです。)免許を取ると車を運転したくなるのが当然、しかし、最初から一人では他人様に迷惑をかけてしまうので、しばらくは私が助手席にのり、息子に命を預けて、夜な夜な近所を練習しています。どうせ運転するのなら雨の日くらいは駅まで迎えに来てほしいと、繰り返しそのルートを練習中です。思えば自分の時もそうでした。父親のOKが出るまでは一人での運転は禁止されました。教官以上に厳しかったと記憶しています。車を運転することで社会的な責任も発生し、違反や事故を起こしたら相応の罰も受けるようになります。少しずつ感じていますが、子どもを一人前の大人として手放す時期に来ているのかもしれない。子を通して、自分の親の複雑な気持ちも感じる日々です。共済も運転も「安心・安全」が一番。第三者や物の補償は、賠償保険で。(PTA等共済室：吉谷)